

## 山口県広報広聴課所管山口県魅力発信サイト「きらりんく」広告取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、山口県（以下「県」という。）広報広聴課が所管する山口県魅力発信サイト「きらりんく」（以下「山口県魅力発信サイト」という。）に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要領において、「広告」とは、文字又は画像で表示された情報で、広告を掲載する者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

### (広告の対象範囲)

第3条 広告の掲載は、県の事務または事業の実施に支障を及ぼさず、かつ山口県魅力発信サイトの用途又は目的を妨げない範囲内で行うものとする。

### (広告掲載の基準)

第4条 広告及びその広告主が指定したリンク先のホームページの内容の基準は、山口県広告取扱要綱（以下「要綱」という。）第3条第2項各号及び山口県広告掲載基準（以下「基準」という。）第4条各号の規定に基づくものとする。

2 前項に定めるもののほか、広告が次の各号のいずれかに該当するものは、掲載しない。

(1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの

(例) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」等の表現、ラジオボタン等

(2) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの

(例) 文字色と背景色のコントラスト（明度差）が強過ぎるもの等

(3) 実際には機能しないもの

(例) 入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニュー等

(4) 閲覧者が県に関する情報と錯誤するおそれがあるもの

(例) 「職員採用情報」等の表現の掲載等

(5) その他広告の表現として適当でないと県が認めるもの

### (広告掲載の規制業種又は事業者)

第5条 基準第3条に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。広告の掲載期間中に当該業種又は事業者に該当することとなった場合も同様とする。

2 掲載する広告の表示内容については、基準第5条に基づくものとする。

### (広告の規格及び掲載期間)

第6条 広告の規格は、次のとおりとする。

(1) 広告の掲載位置

山口県魅力発信サイトトップページの最下部

(2) 広告の枠数

5枠

### (3) 広告の種類

#### バナー広告

- ・大きさ 縦50ピクセル、横170ピクセル
- ・形式 GIF (アニメーション不可) あるいはJPEG
- ・データ容量 10キロバイト以下
- ・画像のALTテキスト 「広告:」で始め、「広告:」を除き全半角問わず30文字以内

- 2 広告を掲載する期間は、1か月単位とし、複数月の広告掲載の申し込みがあった場合は、その掲載期間を複数月とすることができる。なお、広告の掲載を開始する日（以下「広告掲載開始日」という。）は原則として当該広告を掲載する月の初日とし、広告の掲載を終了する日（以下「広告掲載終了日」という。）は原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。

#### (広告料)

第7条 広告料は、1枠につき月額5,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

#### (広告の募集方法)

第8条 広告主は、原則として山口県ホームページにより公募するものとする。

#### (広告の申し込み)

第9条 山口県魅力発信サイトへの広告の掲載を希望する者は、山口県広報広聴課所管山口県魅力発信サイト広告申込書（様式1）を県に提出するものとする。

- 2 広告原稿の作成に要する経費は、広告の掲載を希望する者が負担するものとする。
- 3 県は、前項の規定による掲載の申し込みがあった場合で必要と認めるときは、掲載希望者に対し、広告の掲載に必要な範囲で資料の提出を求めることができる。

#### (広告主の決定)

第10条 県は、前条の規定による申し込みがあったときは、次の各号により、広告主及び広告掲載の可否を決定する。

- (1) 基準第3条に基づき広告主を決定する。ただし、掲載申し込みのあった広告が枠数を超える場合は、次の順序により広告主を決定する。

イ 広告の申込を受理した日

ロ 広告掲載を希望する期間が長いもの

ハ 受理した日が同じで広告掲載を希望する期間が同じ場合は、くじにより決定

- (2) 要綱第10条の規定に定める山口県広告審査会（以下「審査会」という。）による広告内容等の審査を経て、広告掲載を決定する。

#### (広告内容等の審査及び通知)

第11条 県は、審査後、掲出の可否についての結果を山口県広報広聴課所管山口県魅力発信サイト広告掲載決定通知書（様式2）により通知する。

- 2 審査会において、広告の内容等が第4条又は第5条に反すると判断した時は、広告主に対し、当該広告の全部または一部について修正、削除等を指示するものとする。なお、広告が掲載中であっても同様とする。

3 広告主は、正当な理由がある場合以外は、修正、削除等に応じなければならない。

(契約の締結)

第12条 県は、第10条の規定により広告主を決定したときは、広告主と山口県広報広聴課所管山口県魅力発信サイト「きらりんく」への広告掲載に関する契約（以下「契約」という。）を締結するものとする。

(広告料の納付)

第13条 第11条第1項により広告掲載の決定の通知を受けた広告主は、広告料を県が指定する期日までに、県が別に発行する納入通知書により納付しなければならない。

2 広告主は、広告料を県が指定する期日までに支払わなかった場合、当該未払額につき前項に規定する県が指定する期日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で算出した遅延損害金を県に支払わなければならない。

(広告掲載の取消し)

第14条 県は、要綱第8条の各号及び次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、直ちに広告の掲載の承認を取り消すことができる。

- (1) 第4条又は第5条の規定に反すると認めるとき
- (2) 第11条第2項の規定による広告内容の修正が行われないうとき
- (3) 県が指定する期日までに掲載する広告原稿の提出がないとき
- (4) 県が指定する期日までに広告料が納入されないとき
- (5) 広告主が、書面により広告掲載の取下げを申し出たとき
- (6) 県の業務上、やむを得ない事由が生じたとき

2 県は、前項の規定により広告の掲載を中止又は契約を解除した場合は、広告主に対して理由を付してその旨を通知するものとする。

(広告料の還付)

第15条 既納の広告料は還付しない。ただし、次項を除く。

2 広告主が広告料を納付後、広告主の責めに帰さない理由がなく、県が掲載すべき広告を掲載しなかった期間が1カ月当たり24時間を超える時は、掲載しなかった日数（24時間を1日と換算し、端数が生じた場合は切り捨てとする）に応じて、契約金額について日割り計算により算出した金額を還付するものとする。ただし、当該還付する金額については、利子を付さない。

3 前項にかかわらず、次の各号に掲げる事由により県がホームページの運用を一時停止した場合は、還付は行わない。ただし、一時停止の期間が1カ月当たり3日を超える場合は、前項の規定に準じて還付するものとする。

- (1) 機器等の保守又は工事を行う場合
- (2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合
- (3) 機器等の設置された建物の計画停電を行う場合
- (4) その他公益上やむを得ない場合

(広告の変更)

第16条 広告主は、契約の期間内において、当該広告の内容、リンク先等を原則として

月単位で変更することができる。

- 2 前項の規定により変更する場合の手続きは、第9条及び第10条の規定に準じて行うものとする。

(広告主の責務)

第17条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他の広告掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

- 2 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年9月20日から施行し、平成30年10月26日から山口県魅力発信サイトに掲載する広告に適用する。

附 則

この要領は、令和元年5月9日から施行する。

(様式1)

山口県広報広聴課所管山口県魅力発信サイト広告申込書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号  
申込者 住所(所在地)  
名 称 印  
代表者職・氏名  
(電話 - - )

下記のとおり、山口県広報広聴課所管山口県魅力発信サイト「きらりんく」への広告掲載を申込みます。

業種	
申込期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (ヶ月間)
ホームページURL	
広告の概要	
バナー画像	別添のとおり
ALTテキスト	

(様式2)

広報広聴第 号  
年( 年) 月 日

様

山口県知事

山口県広報広聴課所管山口県魅力発信サイト広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった山口県広報広聴課所管山口県魅力発信サイト「きらりんく」への広告掲載について、下記のとおり決定したのでお知らせします。

記

- 1 掲載の可否 (可・否)  
(否の場合の理由: )
- 2 掲出期間  
年 月 日から 年 月 日まで
- 3 広告内容  
別添のとおり
- 4 その他  
広告の掲載に係る手続きについては、担当職員の指示に従うこと。

連絡先 広報広聴課 担当者: TEL 083-933-2566 FAX 083-933-2598
---